

第2章 うるおいのある快適で安心なまち
(生活環境の整備)

第 1 節 環境に配慮したまちづくり

現況と課題

本市の身近な環境問題としては、みらい平駅周辺地区の都市化の影響による自然環境の減少があげられます。本市は緑豊かな市で、まだまだ自然のままの丘陵や山林も豊富ですが、近年のみらい平駅周辺地区の開発によって、自然とふれあう場は減少している状況にあります。

このような自然環境問題への取り組みとして、茨城県緑地環境保全地域の指定による自然環境の保護活動など、今後も自然と人間とが共生できる社会づくりに努めるとともに、本市の魅力である田園風景や筑波山、富士山などが眺望できる自然的景観と、みらい平駅周辺地区のような都市的景観が融合し大切に残していけるように、景観行政団体となり、景観まちづくりを取り組むことが必要です。

宅地開発に伴う人口の増加や、生活水準の向上により生活排水が増加し、水質保全に対する必要性が認識されるようになってきました。法的にも水質汚濁防止法で生活排水対策の規定が組み込まれ、国や県はもとより市町村とその住民の責務が明確化されています。したがって、今後も生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽）の整備や設置を進めるとともに、市民へ水質保全の啓発活動を実施し、市民協力のもと生活排水を適正に処理する必要があります。

また、騒音・振動といった公害への対策、野焼きによる大気汚染や悪臭への対応、農薬等薬剤の適正使用についての啓発、産業廃棄物の不法投棄の監視・指導など、多岐にわたる取り組みが求められています。

国ではこれまで、新たな環境問題に対応していくための基本理念を定めた「環境基本法」（平成5年）を制定、平成6年には「環境基本計画」を策定し、計画の基本理念実現に向けた取り組みが展開されています。本市においても、平成19年3月に平成28年度を目標年度とした「つくばみらい市環境基本計画」を策定し、幅広い分野での環境問題に取り組んでいます。

また、市民参加の取り組みとして、市内一斉清掃の実施や環境の美化、公共施設里親制度を活用したボランティアによる市道や公園の清掃等が行われています。

基本方針

- 既に策定されているつくばみらい市環境基本計画のほか、つくばみらい市地球温暖化対策実行計画や、つくばみらい市景観計画などを策定し、これらに基づき、環境行政を総合的に推進します。
- 本市の魅力である田園風景や、山林、水辺空間を将来に継承し、今後も自然と人間とが共生できる環境づくりに努めます。
- 衛生的で安全な生活環境を確保するため、市民の意識高揚を図るとともに、関係機関との連携を強化しながら環境衛生の向上を図ります。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
つくばみらい市景観計画の策定	準備	策定	景観計画・景観条例・規則の施行を目標とします。
一斉清掃への参加者の確保	世帯数の 35%	世帯数の 50%	毎年 3%程度の伸びを努力目標として、一斉清掃の参加者の拡大を目標とします。
環境に対する苦情件数	8,100 件/ 年	7,500 件/ 年	毎年 1%程度の減を努力目標として、環境に対する苦情件数の減少を目標とします。

施策の方向

項	目
環境行政の総合的推進	環境基本計画の展開
	地球温暖化対策の推進
	良好な景観形成の推進
自然環境の保全・整備	地域環境の保全
	水環境の保全
環境衛生の向上	生活環境の保全
	動物飼育に関する啓発
	鳥獣対策の推進

施策の内容

【環境行政の総合的推進】

■環境基本計画の展開

- つくばみらい市環境基本計画に基づき、総合的な地域環境施策を推進し、人と自然の共生を見据えた良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

■地球温暖化対策の推進

- つくばみらい市地球温暖化対策実行計画に基づき、省資源、省エネルギーへの取組などを促進しながら、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■良好な景観形成の推進

- 市内の良好な景観形成に向けて、景観法による景観行政団体の認定を受けるとともに、景観計画策定準備委員会を開催し、本市における取組方針を策定します。景観計画策定後は、景観条例の制定を目指します。
- 主に沿道における美観を保護するため、ボランティア団体の協力を得ながら、まちの違反広告物追放推進制度により違反広告物の撤去活動を進めます。

【自然環境の保全・整備】

■地域環境の保全

- 豊かな自然環境の保全・創出に努め、市民の憩いと交流の場、子どもたちの自然体験や

学習の場としての活用を図ります。

- 自然とふれあえる場を守り、快適な地域環境を保全するため、地元の方々やボランティアの協力を得ながら、自然環境の保護・保全に努めます。
- 多様な動植物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます。

■水環境の保全

- 生活排水については、全ての世帯の生活雑排水を汚水処理施設等で処理することを目標とし、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を合わせた整備や普及を推進します。
- 生活排水による汚濁の負荷の軽減のため、調理くず・廃食用油等の処理や洗剤の適正な使用を心がけるように市民への啓発活動を推進します。

【環境衛生の向上】

■生活環境の保全

- 地域の良好な環境を維持するため、日常生活における環境への配慮について、市民の意識の高揚を図ります。
- 騒音、振動、悪臭、大気汚染等についての現況把握と発生源となる工場・事業所などの監視・指導体制の充実に努めます。
- 不法投棄を防止するため、パトロールの実施など監視体制の強化に努めます。
- 火葬場については、取手市外二市火葬場組合構成市と連携し、適切な維持管理を図りながら安定的な経営を支援します。また、墓地については、墓地の設置及び廃止についての許可に基づきながら適正な管理に努めます。

■動物飼育に関する啓発

- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、動物飼育マナーやしつけの指導に努めます。
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物指導センター・獣医師との連携により動物飼育に関する意識の啓発に努め、人と動物が共に生活しやすい環境づくりを推進します。

■鳥獣対策の推進

- 鳥獣を保護すると同時に、有害鳥獣による農産物や市民への生活・環境被害を防ぐ対策の検討を行います。特に、アライグマ等による被害が増える傾向にあるため、特定外来生物対策も含めた、有害鳥獣対策を推進します。

第2節 公園・緑地の整備

現況と課題

本市の豊かな自然環境は、市民共有の貴重な財産であることから、今後も引き続き保全し、いかしていく必要があります。また、本市の公園のうち、都市公園は整備中のものも含め、19か所、総面積約20haを予定しています。

公園や緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場、地域コミュニティの交流の場、場合によっては大雨時の調節池の補助機能、災害時における避難場所としての機能を果たしているほか、環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。

本市でも、公園や緑地が持つ市民の健康増進、交流空間、環境保全、防災等のさまざまな機能を活用していく必要があります。

しかし、絹の台地区の都市公園等は、整備されてから20数年経過し、公園遊具類や四阿（あずまや）・ベンチ等といった公園設備の老朽化が目立ってきています。また、都市公園等のなかには遊具が全くないところもあり設置要望が多く寄せられているところもあります。これらの既存の公園や緑地はもとより、これから供用開始が予定されているみらい平駅周辺地区の公園などについても、今後、計画的かつ効率的な維持更新や管理を継続的に行っていくことが必要です。

表一 都市公園の現況

NO	名称	種別	計画面積 (㎡)	整備率 (%)	所在地
1	鈴の丘公園(小絹児童公園)	街区公園	5,010	供用済	絹の台
2	鐘の丘公園(小絹児童公園)	街区公園	2,209	供用済	絹の台
3	笛の丘公園(小絹児童公園)	街区公園	1,814	供用済	絹の台
4	勤兵衛新田児童公園	街区公園	1,487	供用済	伊奈東
5	石の公園	街区公園	2,500	供用済	陽光台
6	すこやか公園	街区公園	2,500	供用済	陽光台
7	なかよし公園	街区公園	2,500	供用済	陽光台
8	くわがた公園	街区公園	2,500	供用済	富士見ヶ丘
9	かえる公園	街区公園	2,500	計画	富士見ヶ丘
10	ほたる公園	街区公園	2,498	計画	富士見ヶ丘
11	てんとうむし公園	街区公園	2,502	供用済	富士見ヶ丘
12	かたつむり公園	街区公園	2,500	供用済	紫峰ヶ丘
13	とんぼ公園	街区公園	2,500	供用済	紫峰ヶ丘
14	ちょうちょう公園	街区公園	2,501	供用済	紫峰ヶ丘
15	きょうりゅう公園	街区公園	2,500	供用済	紫峰ヶ丘
16	絹の台桜公園(小絹近隣公園)	近隣公園	54,374	供用済	絹の台
17	福岡堰さくら公園	近隣公園	26,962	供用済	北山
18	みらい平さくら公園	近隣公園	20,000	計画	陽光台
19	みらい平どんぐり公園	近隣公園	20,000	供用済	紫峰ヶ丘
20	みらいの森公園	地区公園	42,400	計画	富士見ヶ丘

資料：都市計画課（平成23年12月1日現在）

基本方針

- 既存の公園・緑地では、老朽化した設備の改修や遊具等の新設により充実を図るとともに、新たな公園・緑地の整備を推進し、緑豊かな生活空間の形成を計画的に進めます。
- 緑地空間の効率的かつ効果的な維持管理に努め、地域住民等の協力による清掃や管理を促進します。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
都市公園面積	13.9ha	21.0ha	みらい平地区公園及び近隣公園と開発に伴う公園整備の推進を目標とします。
1人あたりの都市公園面積	1.5㎡	3.0㎡	人口1人当の都市公園の面積の拡大を目標とします。
老朽公園施設の改修・更新実施箇所数	1箇所	10箇所程度実施	毎年度1、2箇所の公園で改修・更新を実施し、継続的な老朽公園施設の更新を目標とします。
公共施設里親制度登録団体の数	7団体	10団体	今後10団体を努力目標とします。

施策の方向

項	目
公園整備と緑化の推進	整備と維持管理
	緑の保全・創出

施策の内容

【公園整備と緑化の推進】

■整備と維持管理

- ・自然豊かな公園、安心して子どもが遊べる公園、災害時の避難場所の拠点となるような公園など、市民ニーズに対応した、みんなに親しまれる公園づくりを目指します。なお、整備計画の検討においては、将来の維持管理の容易さや自然エネルギーの利活用による環境への配慮も重要な項目として取り入れます。
- ・市民ばかりでなく市内の企業にも呼びかけて理解と協力を得ながら、市民等参加型の公園・緑地の維持管理を検討します。また、公園内樹木の剪定・伐採や除草の実施時期・回数については、コストの縮減を検討したうえで設定します。
- ・経年により老朽化した遊具、あすまや、ベンチ等の改修・更新を計画的に実施し、快適な公園環境の維持を図ります。また、遊具等が整備されていない公園においても必要度の高いところから計画的に整備を推進します。
- ・公共施設里親制度については、ボランティア団体等が道路・公園などの公共施設の除草・ごみ拾いなどを安全に滞りなくできるよう、活動に必要な支援や連絡調整を行います。また、制度の趣旨を広く周知し、新規団体の加入促進に努めます。

■緑の保全・創出

- みらい平駅周辺地区の都市公園整備を進めるとともに、景観計画策定事業と連携した緑の基本計画の策定を検討します。
- 緑豊かな生活空間を形成するため、都市公園の整備を推進する一方、みらい平駅周辺地区を対象に換地処分後、再度、生産緑地指定希望者を募り、希望があった場合は都市計画決定手続きを行います。
- 緑地の保全及び緑化の推進についての意識高揚を図るため、積極的にPR活動を行います。

第3節 消防・防災対策

現況と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で、本市も震度 6 弱を観測し、多数の家屋被害をはじめ、道路損害、停電・減水等により、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

また、今後も同程度の震度の地震が発生すると予想されているため、東日本大震災の教訓を踏まえながら、災害が起こりにくい、若しくは災害が起こっても被害を最小限に食い止められる「災害に強いまちづくり」を推進していく必要があります。

災害等から市民の生命、身体、財産を守り、安全な生活を確保していくためには、つくばみらい市地域防災計画などに基づいて、更なる予防体制と消防力の充実に取り組むとともに、行政・市民双方が協力しあう防災体制の強化を図ることが重要です。

また、複雑多様化する救急・救助要請に応え、救命率のいっそうの向上を図るため、関係機関と連携しながら、救急・救助体制の充実・強化を推進していく必要があります。

基本方針

- 市民生活の安全確保と被害の軽減を図るため、更なる防火体制と消防力の充実に努めます。
- 多様化する救急・救助要請に対応できるよう、関係機関と連携し、救命率の向上に努めます。
- 市民の生命や財産を守り、安心して住めるまちづくりを進めるため、東日本大震災を受けて見直されたつくばみらい市地域防災計画に基づき、施設の防災機能の強化やライフラインの確保、防災体制の強化・充実に努めます。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
建築物（住宅）の耐震化率	90%	90%	震化率の向上を目標とします。
建築物（公共施設）の耐震化率	84.2%	96.0%	（根拠）私有建築物（特定）76棟のうち耐震化済64棟（平成23年度中に耐震改修実施2棟）。耐震化率の向上を目標とします。
消防団員数	241人	256人	消防団員の充足率100%を目指すため、条例定数256人を目標とします。
自主防災組織数	41組織	54組織	災害時等における被害の軽減を図るため、自主防災組織数の増加を目標とします。

施策の方向

項	目
消防体制の充実	消防・救急の充実
	消防水利の整備
	消防団の充実
	火災予防の推進
防災対策の充実	防災体制の確立
	防災意識の啓発
	災害発生時の応急対策
	建物等の耐震改修の促進
	土砂災害警戒区域等対策

施策の内容

【消防体制の充実】

■消防・救急の充実

- ・市民の生命と財産を火災から守るため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の充実を促進します。また、応援協定により近隣消防機関と連携を深め、消防体制の更なる充実を図ります。
- ・複雑多様化する救急・救助要請に対応するため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部と連携を図りながら、救急・救助体制の充実強化に努めます。
- ・AEDの設置を働きかけるとともに、AEDを使える人材を育成するため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部と連携をとりながら、普通救命講習会を開催し育成を図ります。

■消防水利の整備

- ・既存の消防水利の維持管理に努めるとともに、消防法による整備基準に基づきながら、防火水槽、消火栓等の施設整備を推進します。

■消防団の充実

- ・消防団員の確保や団員の出勤体制を考慮した組織づくりを行うとともに、団員の資質の向上に努めます。また、女性消防団員の活動の充実を図ります。
- ・災害に対し即座に対応できるよう、消防団・分団の体制強化を図ります。また、消防関係機関との連携を深めます。

■火災予防の推進

- ・市民一人ひとりの防火意識の高揚と防火知識の普及を促進し、火災予防体制の強化・充実を図ります。
- ・自主防災組織の育成に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯協調を促します。

【防災対策の充実】

■防災体制の確立

- ・災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害・洪水ハザードマップを基に、危険箇所の周辺住民を中心に、避難場所の周知や訓練を実施します。
- ・災害等が発生した際に、職員一人ひとりが自分の役割を十分理解し、職員初動マニュアルに基づいた迅速かつ的確な行動がとれるように指導します。また、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な防災訓練を実施します。

■防災意識の啓発

- ・自主防災組織の必要性を啓発していくとともに、活動支援を行い、組織づくりを推進します。
- ・災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結び付けるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。

■災害発生時の応急対策

- ・つくばみらい市地域防災計画に基づき、災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- ・広域防災活動拠点である県南総合防災センターと連携を図り、防災対策を進めます。

■建物等の耐震改修の促進

- ・つくばみらい市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震性向上を促進します。
- ・木造住宅耐震補強補助金として、耐震改修を実施した場合には補助金を交付し、木造住宅耐震診断士無料派遣事業を実施します。
- ・災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路、橋りょうの整備に努め、公共建築物などの耐震性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

■土砂災害警戒区域等対策

- ・茨城県から指定された土砂災害警戒区域等の急傾斜地については、災害に備える有効な対策を検討し、安全性の向上につなげるような働きかけを行います。

第4節 防犯・交通安全対策

現況と課題

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、犯罪や交通事故も複雑多様化しているため、それらの危険から市民を守り、暮らしの安全を確保するための基盤を整備する必要があります。

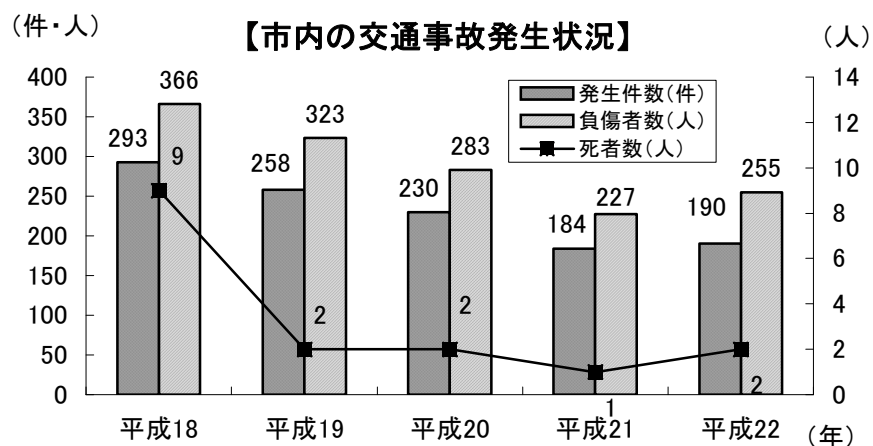
防犯対策については、本市の都市化が急速に進展する中、空き巣・車上荒らしなどの犯罪件数が増加しています。地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりを進めていくことが重要です。

今後は、市民一人ひとりの防犯意識と、市民間の連帯意識の高揚を図るとともに、市民、行政などの関係機関や団体が連携して、地域における防犯活動をよりいっそう効果的に展開していく必要があります。また、市民が犯罪に遭わないための知識の普及に努めるとともに、防犯団体等を育成し、防犯体制を強化していくことも必要です。

交通安全対策については、本市における交通事故の発生件数は近年は減少傾向にありますが、今後は高齢者が交通事故に遭遇するケースが増加することが懸念されます。

交通事故の主なパターンは、抜け道的に利用する見通しのよい交差点での出会い頭の衝突事故であり、死亡事故につながるケースもあります。そのため、標識の設置や路面表示の設置に努めているほか、乳幼児にはチャイルドシート装着の徹底、小・中学生には交通安全教室、交通少年団の体験教室などを実施し、高校生にはバイクの乗り方の指導や、交通安全運動キャンペーン活動の実施をし、交通安全への意識を高めるなどの取り組みをしています。また、近年では高齢者向けの事故防止、交通安全の啓発が重要になってきています。

今後も交通安全意識の高揚を図るとともに、運転者・歩行者の双方に交通ルールやマナーの遵守を推進していくことが必要です。



資料:生活環境課

基本方針

- 安全で安心のできる住み良い地域社会の実現を目指し、地域における防犯活動などを通じて防犯意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化に努めます。
- 交通事故のない安全な都市を目指すため、交通ルールやマナーの遵守など交通安全意識の啓発に努めるとともに、安全な道路環境づくりに向けた交通安全施設の整備を進めます。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
防犯協会・地域ボランティア組織の活動者数	120 人	130 人	ボランティア組織の活動者数の拡大を努力目標とします。
交通事故により死亡する人の数	1 人	0 人	交通死亡事故ゼロを目指すことを目標とします。

施策の方向

項	目
防犯対策の充実	防犯活動の充実
	防犯施設の充実
交通安全対策の充実	交通安全意識の高揚
	交通環境の整備

施策の内容

【防犯対策の充実】

■防犯活動の充実

- ・警察などの関係機関と連携しながら、自主防犯組織による地域安全パトロールや各種広報活動を支援します。
- ・常総地区防犯協会を中心とした防犯組織の育成強化に努めます。

■防犯施設の充実

- ・夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、市民の理解と協力のもと防犯灯の設置と適切な維持管理を図ります。
- ・公園など多くの市民が利用する公共的施設については、防犯上の視点にも配慮した整備に努めます。

【交通安全対策の充実】

■交通安全意識の高揚

- ・関係機関や交通安全組織などと連携を図りながら、学校、職場、地域などさまざまな場所や機会を通じて、世代に応じた適切な交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、各種交通安全行事を通じて、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。

- 常総地区交通安全協会，交通安全母の会等を中心とした交通安全組織の活動支援とともに育成強化に努めます。
- 県民交通災害共済への加入を促進することにより，交通事故の被害者などに対する援助対策に努めます。

■交通環境の整備

- 交通の安全と円滑化を推進するため，道路反射鏡，警戒標識，路面表示等の計画的な整備に努めるとともに，信号機の改善・設置などについても関係機関に要請し，交通安全施設の整備拡充に努めます。

第5節 上水道の整備

現況と課題

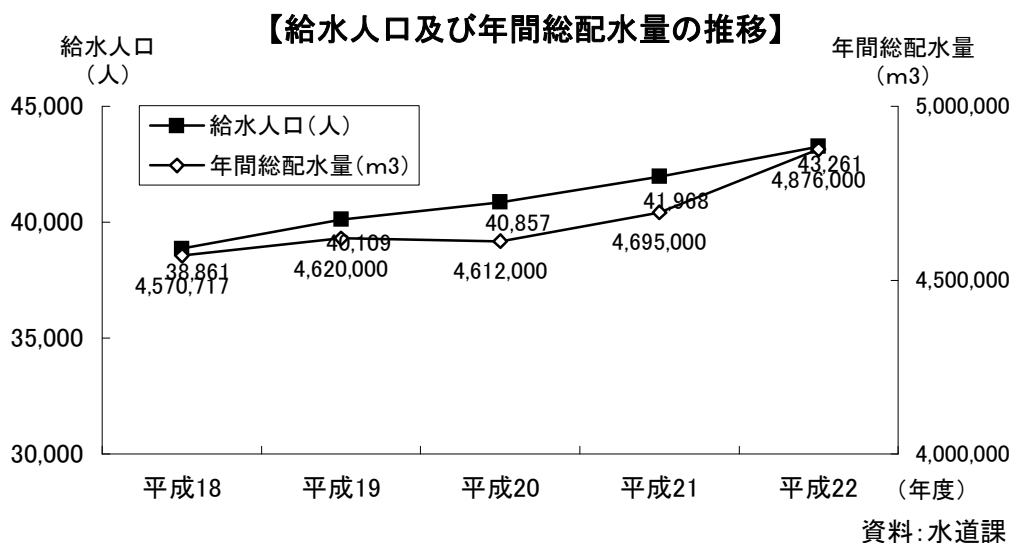
水道事業は、飲料水の供給を通じ健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える基盤として重要な役割を果たしています。

本市では、平成19年3月に策定した「つくばみらい市水道事業総合基本計画」に基づき、施設の整備を進めています。

本市の水道施設は、一部で老朽化が進行している施設があるため、計画的かつ効率的な更新を図り、安心して安定的な水の供給を維持する必要があります。同時に、近年、水源を取り巻く環境の悪化に伴って、顕在化しつつある水質問題への対応や、地震や濁水などの非常時にも対応できる災害に強い施設づくりを進めていくことも求められています。

また、つくばエクスプレスの開業に伴う人口増加により、今後も水需要の増加が予想されることから、計画的に水道施設の整備を進め、安定給水の確保と安全でおいしい水の供給に努める必要があります。

さらに、有収率・料金収納率の向上に努めながら、経営の効率化と健全財政の確立を図り、より質の高い給水サービスを提供していく必要があります。



基本方針

○つくばみらい市水道事業総合基本計画に基づき、人口増加による水需要の増加や施設の老朽化に適切に対応しながら、水道事業統合の検討や計画的、効率的な上水道施設の整備・更新を図ります。

○経営の効率化と健全財政の確立を図り経営の健全化に努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
上水道有収率	85.6%	89.5%	施設稼働状況が収益につながっているかの指標となる有収率の拡大を目標とします。 ※有収率＝有収水量/総配水量
上水道普及率	94.4%	97.0%	普及率の拡大を目標とします。 ※普及率＝現状における給水人口と行政区域内人口の割合

施策の方向

項	目
上水道施設の整備	上水道施設の充実
上水道施設の管理	経営基盤の強化
	維持管理体制の充実
	水源確保と水質保全対策

施策の内容

【上水道施設の整備】

■上水道施設の充実

- ・みらい平駅周辺地区の配水施設について、県と調整を図りながら、計画的な整備を推進します。
- ・大地震の災害時においても、市民生活の要である水道水の供給を図れるよう、耐震管の整備を推進します。

【上水道施設の管理】

■経営基盤の強化

- ・水道事業運営の安定を図るため、適正な料金体系の維持に努めます。
- ・水道使用量検針から水道料金徴収までの業務の合理化や効率化を図りながら、料金収納率の向上に努めます。

■維持管理体制の充実

- ・既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化施設について、計画的・効率的な更新を図ります。
- ・管路情報管理の整備を進め、維持管理体制の充実を図ります。

■水源確保と水質保全対策

- 県西広域水道用水供給事業との連携を図りながら、増加する水需要に対応する水源の確保に努めます。
- 広域的に取り組む事業については、関係自治体等と連携し、安定した水の供給に努めます。
- 市民が安心して上水道を利用できるよう、定期的に水質検査を行い、水質保全に努めます。

第6節 公共下水道・農業集落排水施設等の整備

現況と課題

下水道は、地域環境の保全、快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上を実現するため非常に重要な基幹施設です。

本市における公共下水道は、つくばみらい市が進めている事業認可計画区域 808.3ha と、取手地方広域下水道組合で進めている事業認可計画区域 282.7ha があり、1市1組合でそれらを順次整備しています。

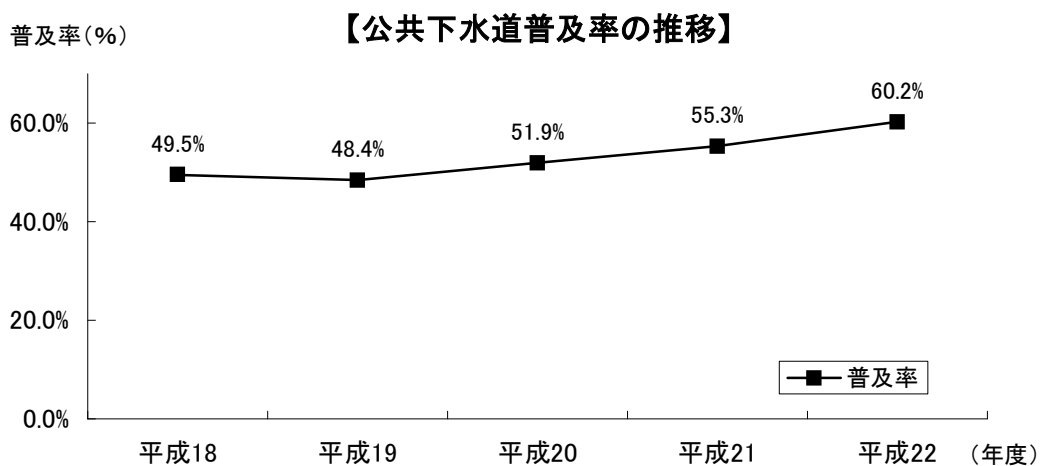
本市の公共下水道の普及率は、平成 21 年度末で 55.3%にとどまっております、平成 21 年度末における茨城県平均普及率 56.1%、全国平均普及率 73.7%を下回っています。

農業集落排水事業は7地区が、コミュニティ・プラント排水事業は2地区が整備済みで、平成 21 年度末時点では農業集落排水の水洗化率は 79.8%、コミュニティ・プラント排水の水洗化率は 95.2%となっています。なお、平成 22 年度より三島地区において、事業計画区域面積 66ha、計画処理対象人口 890 人の農業集落排水の整備計画が進められています。

公共下水道施設及び農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設の整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置費用に対する補助金を交付するなど普及に努めています。

今後も、公共下水道供用開始区域の水洗化の普及啓発を積極的に進めるとともに、併せて、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント排水事業への早期加入の推進や、合併処理浄化槽の普及に取り組み、生活排水の適正な処理を図る必要があります。

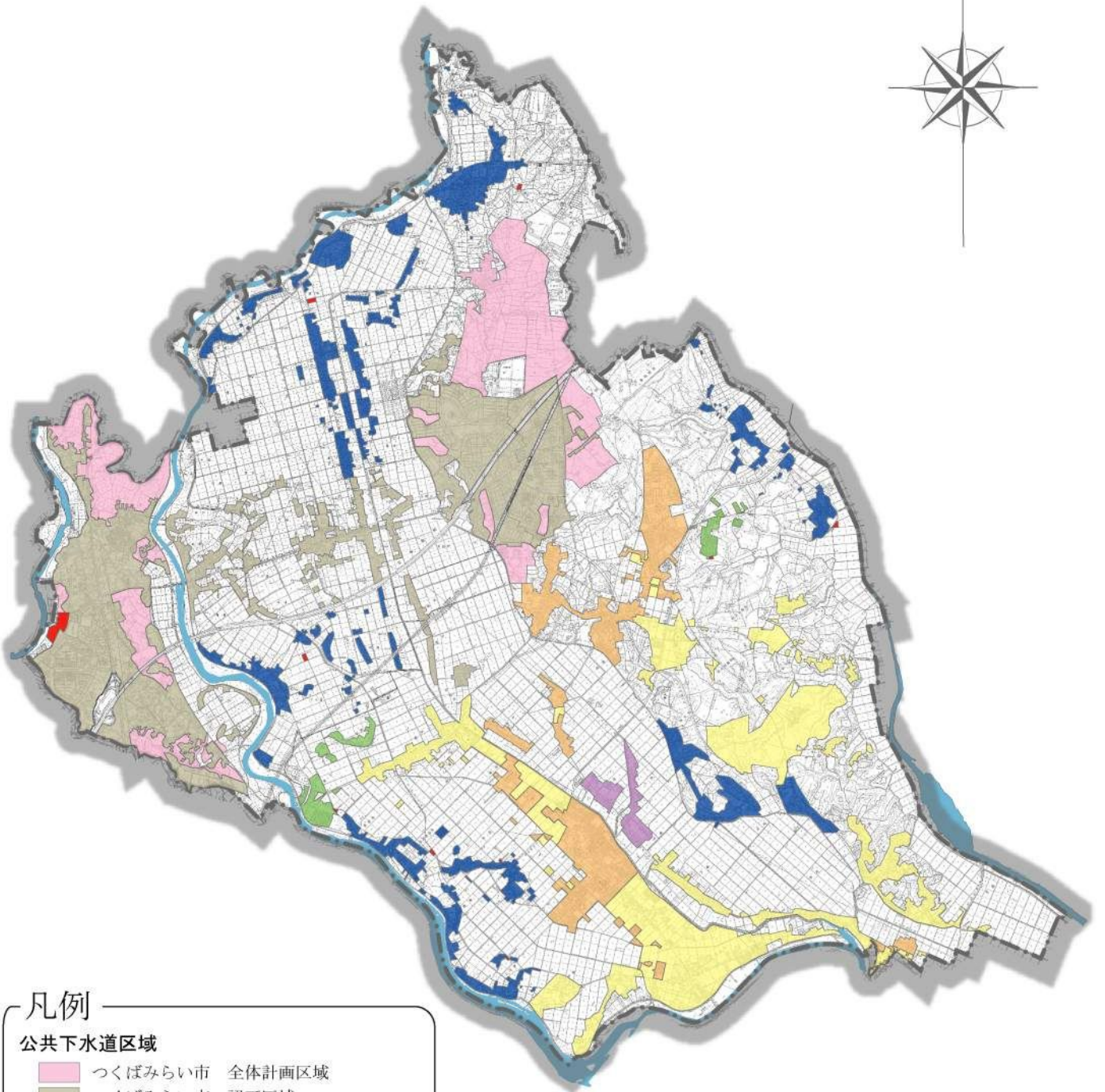
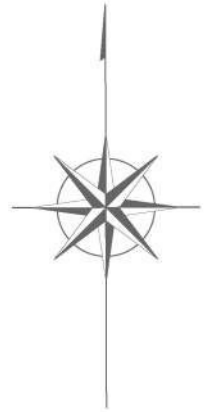
また、下水道施設等の老朽化に伴う、適切な維持管理や、地震などの災害時にも対応できる災害に強い施設づくりを進める必要があります。



資料:下水道課

※データは、本市下水道課の事業と取手地方広域下水道組合の旧伊奈町分事業を合算した数値

下水道事業管内図



凡例

公共下水道区域

- つくばみらい市 全体計画区域
- つくばみらい市 認可区域
- 取手地方広域下水道組合 全体計画区域
- 取手地方広域下水道組合 認可区域

農業集落排水事業区域

- 実施区域
- 実施予定区域

コミュニティプラント区域

- 実施区域

- 処理場
- 河川
- 市町村界

平成 23 年 12 月現在

基本方針

- 公共下水道処理供用開始区域内においては、公共下水道施設による排水処理を、農業集落排水区域・コミュニティ・プラント区域においては、それぞれの汚水処理システムによる処理を、その他の地域では、合併処理浄化槽による処理を促進し、全ての世帯での水洗化を目指します。
- 老朽化が進んでいる下水道施設等については、耐震化・長寿命化を考慮した施設の改修・更新を計画的に進め、施設の適切な維持管理に努めます。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
公共下水道普及率	60.2%	75.8%	市内の水質改善を図り、快適な生活環境の確保していくため、下水道普及率の拡大を目標とします。
農業集落排水・コミュニティ・プラント事業による水洗化率	83.8%	89.3%	市内の水質改善を図り、快適な生活環境を確保していくため、水洗化率の拡大を目標とします。
合併処理浄化槽設置基数	18基	20基	市内の水質改善を図り、快適な生活環境を確保していくため、浄化槽の設置基数の拡大を目標とします。

施策の方向

項	目
公共下水道の整備	公共下水道計画の推進
	維持管理体制の充実
農業集落排水（農村下水道）等の整備	農業集落排水計画の推進
	維持管理体制の充実
合併処理浄化槽の設置促進	推進体制の充実

施策の内容

【公共下水道の整備】

■公共下水道計画の推進

- ・事業認可計画区域の下水道整備を引き続き推進しながら、いっそうの加入促進を図り、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めます。
- ・平成 27 年度利根川流域別下水道整備総合計画の改定に伴い、全体計画及び新規事業認可計画の見直しをするとともに、みらい平駅周辺地区については、人口増加の動向を見ながら処理場増設を検討します。

■維持管理体制の充実

- ・公共下水道供用開始区域内の早期加入の促進するため、広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、戸別訪問指導等により市民意識の高揚を図ります。
- ・公共下水道使用料金については、水道使用料と一元化を図り、水道事業と連携した通知・戸別訪問を実施し、徴収率の向上を図ります。
- ・下水道台帳のデータを一元化して定期的な調査を行い、管路修繕等に活用します。
- ・処理場から放流する放流水の水質管理を定期的の実施し、水質保全に努めます。

- ・老朽化が進んでいる下水道施設等については、長寿命化計画に基づき、施設の改修・更新を推進します。

【農業集落排水（農村下水道）等の整備】

■農業集落排水計画の推進

- ・農業集落地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため、農業集落排水施設を公共下水道整備との整合を図りながら計画的に整備します

■維持管理体制の充実

- ・施設の適切な維持管理を行い、衛生的な環境の保持に努めます。
- ・農業集落排水施設への加入を推進するため、広報・啓発活動を積極的に展開します。

【合併処理浄化槽の設置促進】

■推進体制の充実

- ・公共下水道，農業集落排水，コミュニティ・プラント事業認可区域外の地域について，合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに，補助制度の確立に努めます。
- ・浄化槽設置者に対しては，適正な維持管理を促すために，広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を図ります。

第7節 ごみ処理対策

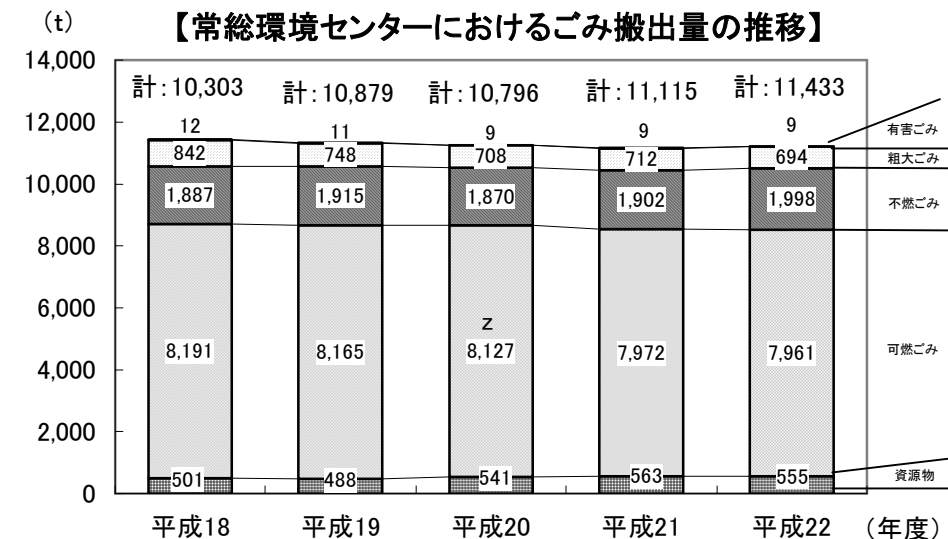
現況と課題

人々が将来にわたって健康で安全な暮らしを営むためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を図っていく必要があります。そのためには、これまでの生活様式を見直すとともに、環境への負荷の少ない社会を実現していくことが求められています。

本市においても、廃棄物の減量化・資源化、有効利用、廃棄物行政の効率化等の課題を解決するために、本市の現状を踏まえたつくばみらい市環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画を策定し、長期的展望のもとに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいます。

本市の一人1日当たりのごみ収集量は、過去5年間の推移では減少傾向にありますが、今後、みらい平駅周辺地区の住宅整備などが更に進むことに伴い、ごみ量が増加することが予想されるため、市民全員がごみ出しのルールを守り、資源ごみの分別を徹底することなどにより、排出するごみ量を減少させていく必要があります。

また、本市では、し尿（生活雑排水を含む）について、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業及び合併処理浄化槽により対応しています。平成22年度末現在の生活排水処理人口は38,367人で、普及率は84.2%です。残りの15.8%は、単独浄化槽処理と、し尿のくみ取りにより処理しています。今後公共下水道等の普及により、し尿及び浄化槽汚泥については処理量が減少すると予想されますが、量にかかわらず収集できる体制を維持することが必要です。



※数字は本市内より常総環境センターに搬出された量を表す。

資料：生活環境課

基本方針

- ごみの再資源化や減量化，また資源の有効利用などに市民と協働して取り組むことにより，持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- ごみの排出・収集を効率的に進めるとともに，増大する排出量に見合う収集体制の更なる充実を図ります。
- し尿処理については，効率的なし尿の収集・処理体制の整備に努めるとともに，処理施設の適正な運営を支援します。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
資源物回収量	535 t	590 t	実績値から毎年2%程度の増を目標として，資源物回収量の拡大を目標とします。
市民一人当たりごみの排出量	265kg/年	250kg/年	実績値から毎年1%程度の減を目標として，市民一人当たりごみ排出量の縮減を目標とします。

施策の方向

項	目
循環型社会の構築	計画的なごみ処理の推進
	リサイクルの推進
	ごみ減量化対策の充実
ごみ処理・収集体制の充実	分別収集の推進
	収集体制の整備
し尿処理体制の充実	収集体制の充実
	処理施設の適正管理

施策の内容

【循環型社会の構築】

■計画的なごみ処理の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき，市民，事業者，市が密接に連携して一般廃棄物の適正な処理を行い，環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

■リサイクルの推進

- ・リサイクル活動情報の提供や，生ごみ処理機の購入費補助制度の活用などにより，資源のリサイクルを推進します。
- ・資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため，資源物に対する市民の意識の向上に努めます。
- ・定期的にごみ処理施設やリサイクル施設の見学会などを実施し，ごみ問題への意識を高めます。

■ごみ減量化対策の充実

- 家庭から排出されるごみの分別収集の徹底を図り、市民のごみ減量化への取組を促進します。
- 生ごみの減量化を図るため、関係機関と連携し、市民の協力を得ながら生ごみたい肥化試験を実施します。
- 事業系ごみの減量化を図るため、事業者への協力を呼びかけるとともに、企業のリサイクル活動を奨励するほか、より効果的な取組方法を検討します。
- 市民・企業の理解と協力のもと、ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品などの利用や適正包装などの取組を促進します。

【ごみ処理・収集体制の充実】

■分別収集の推進

- 常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターのごみ処理施設の更新に伴う、一般廃棄物の分別方法の変更に対応し、分別の手引を作成するとともに、ごみ収集カレンダーや広報等により市民に対してごみの適正な分別排出を周知します。
- ごみ集積所においては、誤った排出を防ぐため、ごみ出しのルール of 徹底を図ります。

■収集体制の整備

- ごみ処理経費の増大に対応するとともに、本市の地域特性に適した収集・運搬など、効率的なごみ収集体制の確立を図ります。
- 粗大ごみの個別収集方式や有料化により、収集体制の見直しを実施し、その周知に努めます。

【し尿処理体制の充実】

■収集体制の充実

- 下水道の普及率や浄化槽の普及状況などを勘案しながら、減少するし尿処理量に適正に対応した効率的な収集体制の確保と施設の適正管理を促進します。

■処理施設の適正管理

- し尿の万全な処理体制を維持するため、施設・設備等の老朽化の進行状況に合わせて、適切な整備を促進します。

第8節 住宅環境対策

現況と課題

本市は、昭和 61 年 8 月に小絹地区（絹の台）の地区計画を決定しているほか、平成 16 年 8 月に伊奈・谷和原丘陵部地区において地区計画を決定し、良好なまちづくりを進めています。

また、都市計画法の改正により市街化調整区域における区域指定制度が創設され、茨城県条例の施行により、谷和原地区においては、平成 16 年 6 月から、伊奈地区においては、平成 22 年 8 月から区域指定の区域が決定され、開発行為等に関しては指導要綱を定め、秩序ある開発により良好な居住環境の整備を図っています。

本市の市街化区域には、宅地化を推進すべき未利用地が残されていることから、都市基盤整備の推進を図ることで計画的な開発を誘導するとともに、景観等に配慮した良好な住宅供給の促進を図っていく必要があります。また、市街化調整区域においては、緑や優良農地を保全し、周辺の集落との調和を大切にしながら、計画的な土地利用を推進することが重要です。

本市の市営住宅は、昭和 42 年から昭和 44 年にかけて建築した木造平屋建て 40 棟、平成元年から平成 5 年に建築した鉄筋コンクリート造り 3 階建て 7 棟 54 戸の計 94 戸あります。現在、市営住宅のうち、木造平屋建てについては、かなりの老朽化が進んでおり、耐震性にも不安があるため、修繕等が必要になっている状況です。

基本方針

- 都市計画と連携しながら、地域の特性に応じた良好な住環境の形成を進めます。
- 市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、安心して生活できる市営住宅の提供に努めます。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
市街化調整区域人口	23,793人	23,800人	市街化調整区域人口の維持を目標とします。

施策の方向

項	目
居住環境の整備	住環境づくりの総合的な推進
	良好な住環境の誘導
住宅供給の充実	公営住宅の整備

施策の内容

【居住環境の整備】

■住環境づくりの総合的な推進

- ・良好な住環境の形成を図るため、住宅地の開発に対しては、開発許可制度や宅地開発指導要綱（平成22年4月改正）に基づく適切な規制と誘導に努めます。
- ・「つくばみらい市耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を促進するとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を促進し、安全な住環境の整備に努めます。
- ・開発行為等については、開発事業の適正な施行を指導し、秩序ある開発により良好な住環境の誘導に努めます。
- ・区域指定制度により、集落の活性化と地域コミュニティの充実により市街化調整区域人口の減少に歯止めをかけ、集落のまとまりや日常生活圏の維持を図ります。

■良好な住環境の誘導

- ・地域特性をいかした良好な住環境の形成を図るため、地区住民の合意と協力を得ながら、地区計画制度や建築協定、緑地協定の活用などにより、住宅の改善・整備を促進します。

【住宅供給の充実】

■公営住宅の整備

- ・安全で安心できる建築物と良好な居住空間を確保するため、老朽化の進む市営住宅の維持・補修を推進します。
- ・低所得者等に対して低廉な家賃で賃貸するなど、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅の確保を検討します。
- ・災害によって居住が困難になった被災者に対して、優先的に住宅の提供を行います。